

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(令和四年一二月九日法律第九五号)

一、提案理由 (令和四年一二月二八日・衆議院総務委員会)

○松本国土大臣 地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

令和四年度の第二次補正予算により同年度分の地方交付税の額が一兆九千二百一十一億円増加することとなりますが、本年度においては、このうち四千九百七十億円を交付することとし、これに対応して、経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和四年度に限り、臨時経済対策費を設けることとしております。また、残余の一兆四千二百四十二億円を令和五年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告 (令和四年一二月二九日)

○浮島智子君 ただいま議題となりました各案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、令和四年度の第二次補正予算により増額される同年度分の地方交付税一兆九千二百一十一億円について、このうち四千九百七十億円を同年度に交付することとし、これに対応して、令和四年度に限り、臨時経済対策費を設けることとするほか、残余の額一兆四千二百四十二億円を令和五年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

本案は、去る十一月二十五日本委員会に付託され、昨二十八日、松本総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。本日、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告 (令和四年一二月二日)

○河野義博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和四年度に限り臨時経済対策費を設けるとともに、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額について特例を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の法定率引上げと臨時財政対策債の償還の必要性、

臨時経済対策費の創設により想定される諸施策の具体的な内容、地方自治体独自の減税と地方交付税算定との関係等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。